

## 平成30年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

### I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2016」に基づく、「地域における社会资本整備の担い手が確保されつつけている状態」の実現に向けて、「確かな競争力を発揮する建設産業」、「地域を支える建設産業」、「持続可能な建設産業」の3つの取組分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

### II 改正内容等

#### 建設工事等に係る改正

##### 1 **社会保険等未加入対策の強化** 【平成30年4月～】

(P 3)

建設産業従事者の労働環境の改善を図るとともに、建設業者の公正な競争環境を確保する観点から、県の発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策を強化する。

##### 2 **法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出の義務化** 【平成30年4月～】

(P 4)

県の発注工事において、必要な法定福利費が契約段階で確保されるよう、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを義務化する。

##### 3 **予定価格の事後公表の拡大** 【平成30年6月～】

(P 5)

建設工事に係る予定価格を事後公表する対象工事を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争を促進する。

##### 4 **建設工事に係る低入札価格調査制度の改正** 【平成30年6月～】

(P 6)

適正な競争と工事品質を確保する観点から、低入札価格調査制度を改正する。

##### 5 **建設工事に係る総合評価落札方式について** 【平成30年6月～】

(P 7)

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

##### 6 **優良建設工事等の表彰制度について** 【平成30年6月～】

(P 11)

県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、選考基準を変更する。

##### 7 **週休2日モデル工事等の実施について** 【平成30年6月～】

(P 13)

「持続可能な建設産業」の実現に向けて、モデル工事を実施し、人材の確保・育成を図る。

8 地域維持業務に係る入札契約制度の整備【平成30年10月～】 (P14)  
土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（公共土木施設の維持管理、保守又は点検業務）について、適正な競争と業務の品質を確保するため、入札契約制度を整備する。

9 地域維持型JV制度の導入について【平成30年10月～】 (P15)  
地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のため、地域維持事業について、地域維持型JVによる共同受注を可能とする制度を導入する。

#### 測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

10 CIM推進モデル業務の実施について【平成30年6月～】 (P17)  
「持続可能な建設産業」の実現に向けてモデル業務を実施し、生産性の向上を図る。

#### 入札参加資格認定等に係る改正

11 平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る解体工事の取扱い (P18)  
解体工事業に係る建設業法の許可の経過措置が平成31年5月31日で終了するため、平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る解体工事の取扱いを、改めて周知する。

12 平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項 (P19)  
県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献等への取組を評価するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項として、暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所の登録に関する事項及び広島県働き方改革実践企業認定制度の登録に関する事項を追加する。

13 平成31・32年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項 (P20)  
県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献等への取組を評価するため、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項として、暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所の登録に関する事項、広島県働き方改革実践企業認定制度の登録に関する事項及び優良建設コンサルタント表彰に関する事項を追加する。

# 1 社会保険等未加入対策の強化

## 1 趣旨

建設産業従事者の労働環境の改善を図るとともに、建設業者の公正な競争環境を確保する観点から、県の発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策を強化する。

## 2 内容

### 社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止

二次以降の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合に、指定期間内（※）に社会保険等に加入した確認書類が受注者から提出されず、かつ、特別の事情があると発注者が認めなかったときは、受注者に対して、次の措置を行う。

措置	内容
違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の <u>5%</u> を請求する。
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大1年）の指名除外を行う。
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13点（最大20点）の減点を行う。

※ 指定期間は原則30日とするが、受注者が適切に加入指導を行っているなど、相当の理由がある場合は、二次下請負人については60日、三次以降の下請負人については90日まで延長できるものとする。

## 3 施行期日

平成30年4月1日以降に指名・公告する工事から実施

### 参考（先行実施している取組）

#### ○社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止 【平成28年4月から実施】

県は、受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、次の措置を実施

措置	内容
違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の10%を請求する。
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大1年）の指名除外を行う。
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13点（最大20点）の減点を行う。

#### 社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合などの「特別の事情」を発注者が認めた場合で、個別に判断する。

なお、この場合においても、指定期間内（原則30日）に社会保険等への加入を義務付けるものとし、一次下請業者が当該期間内に加入しなかった場合は、受注者に対して上記措置を行うこととする。

#### 「特別の事情」とは

災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

#### 「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合

#### ○受注者は、二次以降の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合に、加入指導状況を発注者に対して定期的に報告【平成29年6月から実施】

（対象部局：全部局）

## 2 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出の義務化

### 1 趣旨

県の発注工事において、必要な法定福利費が契約段階で確保されるよう、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを義務化する。

### 2 内容

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 34 条第 2 項の規定に基づく国の中建設業審議会からの勧告を受け、建設工事執行規則及び建設工事請負契約約款を改正し、契約書を作成する全ての工事について、契約時に法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出を求める。

### 3 請負代金内訳書の様式改正

(第 3 条関係)

平成 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所

氏名

印

### 請負代金内訳書

工事名

契約年月日 平成 年 月 日

請負代金額 円

工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

※注 1 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、營繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

※注 2 法定福利費の記載は必須とするが、工事価格の費目から金額までの内訳の記載は、高度な技術を要する複雑な工事など、発注者が必要と認める場合を除き、省略できるものとする。

(下線部分は今回改正部分)

### 4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

### 3 予定価格の事後公表の拡大

#### 1 趣旨

建設工事に係る予定価格を事後公表する対象工事を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争を促進する。

#### 2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

区分	変更前	変更後
対象工事	・請負対象設計金額5億円以上の工事	・請負対象設計金額5億円以上の工事 ・請負対象設計金額1.5億円以上5億円未満の土木一式工事

#### 3 工事費内訳書の取扱いの変更

次のとおり、工事費内訳書の取扱いを変更する。

(下線部が変更箇所)

予定価格（税込）	提出対象	記入内容	調査時期	
5億円以上 (事後公表)	全者	・工事費内訳書（表紙） ・工事費の内訳 ・下請負人及び見積額	【様式1】 【様式2】 【様式2】	・開札時の確認 ・施工中調査（※2）
	予定価格の概ね90% (調査基準価格)未満で入札する者	・労務賃金調書（※1）	【様式3】	・開札時の確認 ・施工中及び完成後調査（※2）
5億円未満 1億円以上 (當縁工事は 5億円未満 1.5億円以上) <u>1.5億円以上の 土木一式工事は 事後公表</u>	全者	・工事費内訳書（表紙） ・工事費の内訳 ・下請負人及び見積額	【様式1】 【様式2】 【様式2】	・開札時の確認
	予定価格の概ね90% (調査基準価格)未満で入札する者	・労務賃金調書（※1）	【様式3】	・開札時の確認 ・施工中及び完成後調査
1億円未満 (當縁工事は 1.5億円未満)	全者	・工事費内訳書（表紙） ・工事費の内訳	【様式1】 【様式2】	・開札時の確認
	予定価格の概ね90% (調査基準価格)未満で入札する者	・下請負人及び見積額 ・労務賃金調書	【様式2】 【様式3】	・開札時の確認 ・施工中及び完成後調査

※1 予定価格を事後公表する工事に係る労務賃金調書【様式3】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して3日以内）に提出すること。

※2 予定価格5億円以上の全ての工事において実施していた完成後調査については、5億円未満の工事と同様の取扱いに変更する。  
(5千万円以上の測量・建設コンサルタント等業務も同様の取扱いとする。)

#### 4 施行期日

平成30年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

## **4 建設工事に係る低入札価格調査制度の改正**

### **1 趣旨**

適正な競争と工事品質を確保する観点から、低入札価格調査制度を改正する。

### **2 主な改正内容**

#### **(1) 工事完成後調査の強化**

低入札価格調査を経て契約を締結した工事の工事完成後調査における、社会保険労務士による労務監査結果について、情報提供を行う関係機関に広島労働局を追加する。

### **3 施行期日**

平成30年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

## 5 建設工事に係る総合評価落札方式について

### 1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

### 2 評価項目の改正点

#### 企業の施工能力 『登録基幹技能者の配置（選択項目）』

登録基幹技能者を、当該現場に配置した場合に加点評価する。

ただし、配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とし、基幹技能者の所属は元請、下請にかかわらない。

平成30年6月1日以降に公告する工事	
業種区分	評価する登録基幹技能者
塗装工事	登録建設塗装基幹技能者

※その他の登録基幹技能者の評価については、登録基幹技能者数等の状況を踏まえて、平成31年度以降に順次追加する。

### 3 評価方法の改正点

#### (1) 地域貢献の実績における評価対象地域の変更

発注事務所（支所）管内での実績に限定する。

#### (2) 地域貢献の実績 『ボランティア活動の実績の有無』における評価対象期間の変更

ボランティア活動の評価対象期間を1年間とする。

### 4 施行期日

平成30年6月1日以降に公告する工事から実施

平成31年6月1日以降に公告する工事における評価項目の改正点	
<input checked="" type="radio"/> 施工体制評価	当該工事を調査基準価格以上で応札した者について、加点評価する。
	当該工事を調査基準価格未満で応札した者について、前年度に完了検査を受けた低入札工事（平成30年6月以降に指名・公告する工事が対象）の成績評定の全てが良好であった者を除いて、加点評価しないこととする。

（対象部局：農林水産局、土木建築局、企業局）

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（H30.6～）

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
<b>(1) 技術提案</b>			<b>8.0～12.0</b>	<b>8.0～16.0</b>	<b>16.0～28.0</b>
① 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題				(4.0) 8.0	◎4.0
③ 工期設定の適切性（選択）				◎3.0	◎3.0
④ 情報化施工技術の活用（選択） ※舗装工（大規模）のTSによる出来形管理技術（舗装）の提案に係る加算は0.5点。				◎1.0	◎1.0
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>5.0～6.0</b>	<b>10.0～11.0</b>	<b>10.0～11.0</b>	<b>10.0～11.0</b>	<b>10.0～11.0</b>
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績			2.0	2.0	2.0
② 過去4年間の工事成績3件の平均点（過去4年間の工事成績の最高点）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 過去8年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>4.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
<b>(5) 地域貢献の実績</b> (発注事務所管内での実績に限定)	<b>2.0～6.0</b>	<b>1.0～2.0</b>			
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0	◎1.0			
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブリバーエコロジーフィールド認定）	2.0	1.0			
③ 過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※除雪等業務委託は計画への特例条例範囲外線の発注業務も対象とする	◎2.0				
<b>(6) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
<b>(7) 施工体制評価</b> ※平成31年度より適用	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
<b>合 計</b>	<b>24.0～30.0</b>	<b>25.0～28.0</b>	<b>32.0～38.0</b>	<b>32.0～42.0</b>	<b>40.0～54.0</b>
<b>配 点（換算値）</b>	<b>50点換算</b>	<b>50点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>70点換算</b>

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

下線部は変更箇所

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

総合評価落札方式【企業局 水道施設に係る建設工事】の評価項目改正案 (H30.6~)

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
<b>(1) 技術提案</b>			<b>8.0~12.0</b>	<b>8.0~16.0</b>	<b>16.0~28.0</b>
① 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 施工に関する課題				(4.0) 8.0	◎4.0
③ 工期設定の適切性 (選択)				◎3.0	◎3.0
④ 情報化施工技術の活用 (選択) ※舗装工(大規模)のTSによる出来形管理技術(舗装)の提案に係る加算は0.5点。				◎1.0	◎1.0
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>5.0~6.0</b>	<b>10.0~11.0</b>	<b>10.0~11.0</b>	<b>10.0~11.0</b>	<b>10.0~11.0</b>
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去4年間の工事成績3件の平均点 (過去4年間の工事成績の最高点※) ※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置 (選択)	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>8.0~9.0</b>	<b>8.0~9.0</b>	<b>8.0~9.0</b>	<b>8.0~9.0</b>	<b>8.0~9.0</b>
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格 (選択)	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 過去8年間の工事成績3件の平均点 (過去5年間の工事成績の最高点※) ※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤ 過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>4.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
<b>(5) 地域貢献の実績</b> <small>(発注事務所管内での実績に限定)</small>	<b>0.0~6.0</b>	<b>0.0~2.0</b>			
① 広島県営水道事業における過去2年間の水道事故応急措置業者として協定締結等の有無(土木一式のみ) 注)指定管理者との協定及び受注実績も評価する。	◎2.0	◎1.0			
② (県営水道用水供給事業給水対象市町内における) 過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (マイド、アリバーブ制度認定)(土木一式のみ)	◎2.0	◎1.0			
③ 广島県営水道事業における過去5年間の管路パトロール等業務委託の受注実績の有無(土木一式のみ) 注)指定管理者との協定及び受注実績も評価する。	◎2.0				
<b>(6) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
<b>(7) 施工体制評価</b> <small>※平成31年度より適用</small>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
<b>合 計</b>	<b>22.0~30.0</b>	<b>24.0~28.0</b>	<b>32.0~38.0</b>	<b>32.0~42.0</b>	<b>40.0~54.0</b>
<b>配 点 (換算値)</b>	<b>50点換算</b>	<b>50点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>70点換算</b>

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄( )は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

下線部は変更箇所

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

総合評価落札方式【建設工事（宮繕工事）】の評価項目改正案（H30.6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
<b>1 技術提案について</b>		6.0	12.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題  (最大3視点/1課題、1提案/1視点)			6.0
(2)社会的要請への対応に関する課題  (最大3視点/1課題、1提案/1視点)		6.0	6.0
<b>2 企業の施行能力について</b>	6.0	6.0	6.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去4年間の工事成績の3件の平均点（県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
<b>3 配置予定技術者について</b>	5.0 ※（ ）内は、建築一式工事以外の場合	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)
(1)過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	3.0	3.0	3.0
(2)過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格(建築一式工事を除く)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
<b>4 地域の精通性・貢献度について</b>	3.0 ※（ ）内は、建築一式工事の場合	3.0 (4.0)	3.0 (4.0)
(1)地域内における本店の有無	2.0	2.0	2.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況(建築一式工事のみ該当)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
<b>5 指名除外の状況</b>	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
(1)過去1年間における指名除外の有無	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
<b>6 施工体制評価 ※平成31年度より適用</b>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>
(1)調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>	<u>5.0</u>
<b>合 計</b>	<u>20.0</u>	<u>26.0</u>	<u>32.0</u>
<b>配点（換算値）</b>	40点換算	50点換算	60点換算

下線部は変更箇所

## **6 優良建設工事等の表彰制度について**

### **1 趣旨**

県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、選考基準を変更する。

### **2 主な改正内容**

優良建設工事等表彰の選考基準の変更

建設産業ビジョン2016に基づく担い手確保及び生産性向上等の観点から、技術向上・地域維持・持続可能の3分野の要件を追加し、現行の基準点数以上の工事評定点を受けた工事において、工事評定点と要件点数の合計により表彰対象工事を選考する。

### **3 申請方法等**

申請方法・要件の具体的な内容・様式等は、平成30年度中に、「広島県の調達情報」ホームページに掲載する。

### **4 施行期日**

平成31年度に引渡しを受けた建設工事を対象として表彰選考を行う平成32年度から実施。

(対象部局：全部局)

## 【参考】

### ○ 表彰対象工事の選定方法

現在の基準点数（84点～86点）以上の評点を受けた工事において、以下の式により計算した値が選考基準以上となる工事を表彰対象とする。

#### 【選考基準＝当該工事評定点+要件点数】

区分	業種	基準点数	選考基準
工事	土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	84点	87点
	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事	85点	88点
	プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	86点	89点

### ○ 要件（案）

平成32年度表彰においては以下の要件を実施した場合に要件点数を付与する。

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
1点	・ICT土工（2D除く）またはICT舗装工の実施	・マイロード・ラブリバー双方の登録、実施	・週休2日の完全実施
2点			・工事着手時35歳未満の技術者による施工 ・女性技術者による施工

※上記要件については、現段階の予定であり、具体的な要件の内容については、平成30年度中に「広島県の調達情報」ホームページに掲載する。

### ○ 表彰対象者の決定時期

平成32年度表彰においては、要件に関する審査期間を勘案し、表彰者の決定を8月とする予定。

平成30年度は6月、平成31年度は7月に表彰者を決定する。

## 7 週休2日モデル工事等の実施について

### 1 趣旨

「持続可能な建設産業」の実現に向けて、モデル工事を実施し、人材の確保・育成を図る。

### 2 内容

#### (1) 週休2日モデル工事（営繕課発注分を除く）

建設産業の働き方改革の実現に向け、年間10件程度週休2日モデル工事を実施する。

モデル工事では、週休2日が達成できた場合、変更契約時に間接工事費の増額補正を行う。

#### 週休2日の考え方

工期内の対象期間において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。

- ・週休2日相当とは、対象期間内の日数の7分の2。
- ・現場閉所日数とは、対象期間内において、1日を通していずれの現地作業も実施していない日の合計。
- ・対象期間とは、工事着手日から工事完了日まで（年末年始6日間や夏季休暇3日間等を除く）。

#### (2) 快適トイレモデル工事

職場環境の改善を促進するため、快適トイレ（女性も活用しやすいトイレ）を設置するモデル工事を実施する。

請負対象設計金額3億円以上の工事で原則実施することとし、快適トイレの設置費用は、積算上考慮する。

### 3 施行期日

平成30年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：土木建築局）

## 8 地域維持業務に係る入札契約制度の整備

### 1 趣旨

土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定を受けている者に発注する公共土木施設の維持管理、保守又は点検業務）について、適正な競争と業務の品質を確保するため、入札契約制度を整備する。

### 2 内容

次のとおり、先行的に試行導入した植栽管理業務を含めた全ての地域維持業務について、統一した取扱いを整備する。

区分	変更前	変更後
一般競争入札の対象	請負対象設計金額1,000万円以上の植栽管理業務	・請負対象設計金額1,000万円以上の植栽管理業務 ・地域維持型JVの入札参加を認める業務
予定価格の公表	契約締結後	同左（変更なし）
再度入札	植栽管理業務は、なし その他の業務は、2回まで	全ての業務について2回まで
低入札価格調査の内容	植栽管理業務は、 ・数値的判断基準 ・基本的判断基準 ・重点調査 を適用 その他の業務は、 ・数値的判断基準のみを適用	全ての業務に、 ・数値的判断基準 ・基本的判断基準 ・重点調査 を適用
調査基準価格	予定価格の概ね90%	同左（変更なし）
重点調査の対象	・予定価格の概ね75%未満の価格で入札した者 ・開札時に低価格入札者として契約した他の植栽管理業務の完了確認検査の通知を受ける前である者	予定価格の概ね75%未満の価格で入札した者
業務費内訳書の提出対象と提出時期	植栽管理業務についてのみ 入札時に提出	全ての業務について、開札後、 重点調査対象となった場合に、 発注者からの依頼に基づき提出
低価格入札者と契約する場合の措置	植栽管理業務に係る植栽管理技術者と現場代理人の兼務不可	同左（変更なし）
重点調査対象者への追加措置	植栽管理業務についてのみ 入札参加制限	全ての業務について、 ・入札参加制限 ・契約保証金10分の1以上 ・業務完了後の社会保険労務士による労務監査（※）

※ 社会保険労務士による労務監査結果については、必要に応じ、広島労働局に情報提供する。

### 3 施行期日

平成30年10月1日以降に指名・公告する業務から適用

## 9 地域維持型JV制度の導入について

### 1 趣旨

地域における社会资本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のため、道路・河川の維持管理や除雪、災害応急対応等、社会资本の維持管理を行う地域維持事業について、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体（地域維持型JV）による共同受注を可能とする制度を導入する。

### 2 内容

#### (1) 対象事業

社会资本の維持管理のために必要な事業のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロール等、地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある業務（維持管理に該当しない新設・改築等の工事は含まない。）

#### (2) 地域維持型JVの運営形態

共同施工方式 (甲型)	全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式
分担施工方式 (乙型)	各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区等について責任をもって施工する方式

#### (3) 地域維持型JVの要件等

結成	発注する業務ごとに結成
構成員の数	2者から10者
組合せ	土木一式工事の入札参加資格を有する者の組合せとする 代表者の格付等級はAまたはB、他の構成員は格付等級の制限なし
主な要件	全ての構成員は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所を有する者で、土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が5年以上あること 代表者は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在する者であること その他の構成員のうち2分の1以上は発注機関が入札公告で定める地域に主たる営業所が10年以上所在する者であること 代表者は土木一式工事について元請として実績があり、かつ同種の地域維持業務を履行した経験がある者であること 全ての構成員は中小企業基本法第2条に規定する要件を満たしていること
出資比率等	甲型の場合は、均等割りの10分の6以上 乙型の場合は、分担業務額があること

#### (4) 入札方式等

一般競争入札総合評価落札方式を適用する。

また、導入する地域や業務の実情に応じて、単体の有資格者と地域維持型JVの混合入札を実施する。

### 3 地域の維持修繕工事への展開（平成31年度以降）

一部の地域においてモデル業務を実施し、地域維持型JVにより業務を受注した場合には、当該業務の受注期間中に、受注箇所周辺地域（旧市町村単位）で一般競争入札により発注する維持修繕工事への当該JVによる入札参加（各構成員の格付けに該当する発注金額帯への参加）を可能とし、小規模な工事においても総合評価落札方式を適用するモデル工事を実施する。

### 4 施行期日

平成30年10月1日以降に指名・公告する業務から適用

（対象部局：土木建築局）

## 総合評価落札方式【地域維持業務】の評価項目（案）

	地域維持型
<b>(1) 企業の施工能力</b>	<b>0~5.0</b>
① 過去4年間の工事成績の最高点	●3.0
② 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	●2.0
<b>(2) 配置予定技術者の能力</b>	<b>0~9.0</b>
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格（選択）	●◎1.0
② 過去5年間の工事成績の最高点	●1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	●2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	●2.0
⑤ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	●2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	●1.0
<b>(3) 地域の精通性</b>	<b>6.0~12.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者または単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同種業務の履行実績 【JV代表者または単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同種業務の履行実績 【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
<b>(4) 地域貢献の実績</b>	<b>2.0~12.0</b>
① 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者または単体企業】	◎2.0
② 過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マロード、アブリバ制度認定） 【JV代表者または単体企業】	2.0
④ 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マロード、アブリバ制度認定） 【JV代表者以外のJV構成員】	◎2.0
⑤ 過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無 【土木一式のみ】※除雪等業務委託は市町への特例条例移動路線の発注業務も対象とする 【JV代表者または単体企業】	◎2.0
⑥ 過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無 【土木一式のみ】※除雪等業務委託は市町への特例条例移動路線の発注業務も対象とする 【JV代表者以外のJV構成員】	◎2.0
<b>(5) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0
<b>(6) 施工体制評価 ※平成31年度より適用</b>	<b>5.0</b>
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の応札者と同様に加点	●5.0
<b>合 計</b>	<b>8.0~43.0</b>
<b>配 点（換算値）</b>	<b>50点換算</b>

※◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※●は維持修繕工事に適用する場合に設定する。

## 10 C I M推進モデル業務の実施について

### 1 趣旨

「持続可能な建設産業」の実現に向けてモデル業務を実施し、生産性の向上を図る。

### 2 内容

#### C I M (Construction Information Modeling/Management) 推進モデル業務

建設現場の生産性向上を図るため、計画・設計・施工・維持管理の全ての段階において、3次元モデルの導入を進める。

まずは、設計段階で、一定規模以上の新設工事の実施設計業務について、3次元データの提出を求める。

今後は、この3次元データを基に施工・維持管理を行い、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図っていくこととする。

#### C I Mとは

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても3次元モデルに連携・発展させ、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るものである。

3次元モデルは、各段階で追加・充実され、維持管理での効率的な活用を図る。

### 3 施行期日

平成30年6月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：土木建築局)

## 11 平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る解体工事の取扱い

### 1 趣旨

解体工事業に係る建設業法の許可の経過措置が平成31年5月31日で終了するため、平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る解体工事の取扱いを、改めて周知する。

### 2 内容

平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定において、「解体工事」を希望する場合は、「解体工事業の許可」を受けた上で、「解体工事の経営事項審査」を次回の入札参加資格申請の日（平成30年秋頃を予定）までに受けている必要がある。

区分	現行 【平成29・30年度名簿】	次回 【平成31・32年度名簿】
有効期間	平成29年6月1日～ 平成31年5月31日（予定）	平成31年6月1日～ 平成33年5月31日（予定）
必要な入札参加資格（発注業種）	「解体工事」の認定を受けた者	「解体工事」の認定を受けた者
資格認定に必要な建設業許可	解体工事業 とび・土工工事業（経過措置適用）	解体工事業
格付けに適用する客観数値	経営事項審査結果通知書の 「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)」欄の総合評定値	経営事項審査結果通知書の 「解体」欄の総合評定値
完工工事高の評価	経営事項審査結果通知書の 「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)」欄に記載される金額	経営事項審査結果通知書の「解体」 欄に記載される金額 ※完工工事高がない場合は申請不可

※ 平成30年秋頃（予定）の入札参加資格当初申請受付終了後に、解体工事業の許可及び経営事項審査の結果通知を受け、入札参加資格の業種「解体工事」を希望する場合は、平成31・32年度の追加申請で対応する。

## 12 平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項

### 1 趣旨

県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献等への取組を評価するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項として、暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所の登録に関する事項及び広島県働き方改革実践企業認定制度の登録に関する事項を追加する。

### 2 平成31・32年度の評価項目（主観数値）

現行（平成29・30年度）		改正案（平成31・32年度）	
評価項目	配点	評価項目	
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値	土木一式 ：-67点～712点	県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況	
土木施工C P D S学習単位数	2点～20点	土木施工C P D S学習単位数	
建築C P D学習時間数	2点～20点	建築C P D学習時間数	
造園C P D学習単位数	2点～20点	造園C P D学習単位数	
品質等の確保		品質等の確保	
環境マネジメントシステム エコアクション21の認証又は I S O 1 4 0 0 5の取得	7点	環境マネジメントシステム エコアクション21の認証又は I S O 1 4 0 0 5の取得	
建設業労働災害防止協会（労働 災害防止）に加入	5点	建設業労働災害防止協会（労働災害防止） に加入	
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	
広島県保護観察所による協力雇用主の登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録 又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	広島県公共土木施設災害支援制度の認定	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	働き方改革の取組	
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバーアイド制度）	5点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録 広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 (×除外月数)	指名除外等の状況（△減点評価）	

※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

#### 【新たに導入する評価項目】

項目	内容
暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録	公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合に加点。
広島県働き方改革実践企業認定制度登録	広島県商工会議所連合会及び広島県商工会連合会が行う広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合に加点。

## 13 平成31・32年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項

### 1 趣旨

県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献等への取組を評価するため、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項として、暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所の登録に関する事項、広島県働き方改革実践企業認定制度の登録に関する事項及び優良建設コンサルタント表彰に関する事項を追加する。

### 2 平成31・32年度の評価項目（主観数値）

現行（平成29・30年度）		改正案（平成31・32年度）
評価項目	配点	評価項目
業務の履行実績		業務の履行実績
県発注業務の業務成績	0点～131点	県発注業務の業務成績
-	-	優良建設コンサルタント表彰
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況
建設系CPD学習単位数	2点～10点 ※1	建設系CPD学習単位数
測量系CPD学習単位数	2点～10点 ※2	測量系CPD学習単位数
建築CPD学習時間数	2点～10点 ※3	建築CPD学習時間数
品質等の確保		品質等の確保
ISO9001	5点	ISO9001
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※
広島県保護観察所による協力雇用主の登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	働き方改革の取組
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバーアイテム）	5点	広島県働き方改革実践企業認定制度の登録
指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 (×除外月数)	指名除外等の状況（△減点評価）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点 ※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

#### 【新たに導入する評価項目】

項目	内容
優良建設コンサルタント表彰	優良建設工事等表彰事務取扱要領に基づき表彰されている場合に加点。
暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録	公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合に加点。
広島県働き方改革実践企業認定制度登録	広島県商工会議所連合会及び広島県商工会連合会が行う広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合に加点。